

Title	高橋誠一郎の重商主義論
Sub Title	Seiichiro Takahashi on mercantilism
Author	大倉, 正雄(Okura, Masao)
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	2010
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.102, No.4 (2010. 1) ,p.655(21)- 679(45)
JaLC DOI	10.14991/001.20100101-0021
Abstract	<p>高橋誠一郎はわが国において、重商主義を本格的に研究した最初の人物である。彼の『重商主義経済学説研究』（1932年）はこの分野における世界的に最高水準の書物である。重商主義を包括的・体系的に、かつ詳細に分析した研究文献は、わが国において今日でも本書以外に見当たらない。その重商主義解釈は今日では受け入れがたい。しかし、本書に見られる研究方法や手法は今日でも依然として、わが国におけるあらゆる分野の学史研究を根底で支えている。</p> <p>Seiichiro Takahashi was the first person in Japan to research Mercantilism in earnest. His A Study in Mercantilist Economic Theory (1932) is, from an international viewpoint, a work of the highest standard in the field.</p> <p>This research literature is a comprehensive, systematic, and detailed analysis of mercantilism that even today remains peerless in our country.</p> <p>Nonetheless, his interpretation of mercantilism is hardly acceptable today.</p> <p>However, the method and approach seen in his study, even today, are still of great use for all the areas of the history of economic thought in Japan.</p>
Notes	小特集：高橋誠一郎の経済学
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-20100101-0021

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

高橋誠一郎の重商主義論

Seiichiro Takahashi on Mercantilism

大倉 正雄(Masao Okura)

高橋誠一郎はわが国において、重商主義を本格的に研究した最初の人物である。彼の『重商主義経済学説研究』（1932年）はこの分野における世界的に最高水準の書物である。重商主義を包括的・体系的に、かつ詳細に分析した研究文献は、わが国において今日でも本書以外に見当たらない。その重商主義解釈は今日では受け入れがたい。しかし、本書に見られる研究方法や手法は今日でも依然として、わが国におけるあらゆる分野の学史研究を根底で支えている。

Abstract

Seiichiro Takahashi was the first person in Japan to research Mercantilism in earnest. His *A Study in Mercantilist Economic Theory* (1932) is, from an international viewpoint, a work of the highest standard in the field. This research literature is a comprehensive, systematic, and detailed analysis of mercantilism that even today remains peerless in our country. Nonetheless, his interpretation of mercantilism is hardly acceptable today. However, the method and approach seen in his study, even today, are still of great use for all the areas of the history of economic thought in Japan.

高橋誠一郎の重商主義論

大 倉 正 雄

要 旨

高橋誠一郎はわが国において、重商主義を本格的に研究した最初の人物である。彼の『重商主義経済学説研究』（1932 年）はこの分野における世界的に最高水準の書物である。重商主義を包括的・体系的に、かつ詳細に分析した研究文献は、わが国において今日でも本書以外に見当たらない。その重商主義解釈は今日では受け入れがたい。しかし、本書に見られる研究方法や手法は今日でも依然として、わが国におけるあらゆる分野の学史研究を根底で支えている。

キーワード

高橋誠一郎、重商主義（マーカンティリズム）、トマス・マン、貿易差額説、東インド貿易、アダム・スミス

はじめに

高橋誠一郎はわが国において、重商主義研究を本腰を入れておこなった最初の人物である。確かに明治の近代国家形成期にはすでに、重商主義（より厳密には、その重要な一側面をなす保護主義）に関心を寄せる思想家はいた。政府の保護関税政策を支持するために保護主義の見解を表明した、若山儀一、杉亨二、牛場卓蔵、西村茂樹らが、それである。彼らは維新後まもなく、欧米の経済学者の権威をよりどころにして保護主義の主張をおこなうとともに、明治の最初の 20 年間に欧米の著作を何冊か日本語に翻訳した。しかしながら、彼らに関心を寄せた欧米の経済学者は H・C・ケアリーを中心とする 19 世紀の保護主義者であり、重商主義が興隆した 17・18 世紀イギリスの経済的著作に彼らが学んだ形跡は見られない。また、1889（明治 22）年には大島貞益によってフリードリヒ・リストの『経済学の国民的体系』の一部が『李氏経済論』として翻訳されて、その経済思想が紹介された。しかしながら、ここでも焦点が当てられたのは後進国型の保護主義であり、イギリス重商主義の最盛期を担ったブリティッシュ・マーチャント派の先進国型のそれではなかった。いわゆる明治啓蒙期における思想家や知識人にとって最大かつ緊急の課題が、欧米諸国よりも数歩遅れて出発した近代国家の形成にあったことを思い合わせれば、このような事情は至極当然であったと

いえるかもしれない。

高橋が重商主義を中心とする経済学前史の研究に着手したのは、1910年代であった。それは大正の時代で、一方で自由主義者田口卯吉が『東京経済雑誌』を、他方で保護主義者犬養毅が『東海経済新報』を創刊して、両陣営のあいだで論戦が頂点に達した1879～80（明治12～13）年よりも30年ほど後のことであった。その頃日本はすでに日清・日露戦争で勝利し、資本主義体制にもとづく近代天皇制国家として大きく成長していた。しかし明治末年以降のこの時代は、近代国家の形成をめぐる人々のあいだで議論が沸騰した維新後の10余年間とは対照的に、青年や知識人の心を虚無感が支配し、社会全体に閉塞感が漂う陰鬱な時代でもあった。高橋の重商主義研究は、明治啓蒙期における欧米経済学研究や自由・保護貿易論争とは、直接の繋がりをもたない。彼の研究は明治の初めの先駆的な研究とは、それがおこなわれた時代背景や状況だけではなく、その目的や性格においても、根本的に異なる。彼の研究は具体的というよりは一般的な目標を掲げて、実践的というよりは学究的な姿勢をとって進められた。⁽¹⁾

高橋の研究は先学の業績を継承したものではなく、その後の学史研究の先鞭をつけるものであった。周知のように、戦後わが国において重商主義研究は、経済学史と経済史との双方の分野を中心にして、精力的に進められてきた。とくに1950年代と60年代にはかなり盛んにおこなわれ、スミスおよびマルクス研究とも連繋を保ちながら、その時代の学史・思想史研究をリードしたといっても過言でない。高橋はそのようなわが国における重商主義研究の草分け的存在であるといえる。ところが、わが国の今日における重商主義研究には、昔年のような勢いは見られない。また、これまでの研究成果に対する人々の関心も、今日では乏しいように思える。研究者の関心が時代の変遷とともに変化するのは当然であるとしても、これは望ましい傾向ではない。重商主義研究はわが国における草創期の学史研究として、ただ分析の対象領域を開拓しただけではなかった。その作業を通じてさらに、その後の学史研究の基礎となるような方法や手法を確立した。⁽²⁾ しかもその方法や手法は、重商主義や先古典派に関心を寄せていない人々をも含む多くの学史家によって、多くの場合無自覚的に、今日でも脈々と引き継がれていると思える。そうであるとすれば、今日の学史・思想史研究者は、たとえ重商主義研究者でなくても、少なくとも研究の方法や態度を学び、自身のそれを

(1) 杉山忠平『明治啓蒙期の経済思想』法政大学出版局、1986年；杉原四郎他編著『日本の経済思想四百年』日本経済評論社、1990年、第2編；長谷川浩子「高橋誠一郎のユートピア」慶應義塾大学修士論文、1997年；池田幸弘・三島憲之『慶應義塾の経済学』（慶應義塾大学図書館）丸善、2001年。

(2) その方法・手法とは、次の叙述が示唆しているようなものである。「研究者は諸古典と研究文献とを読みひろげることに力をつくし、それらの正確で自然な理解を得ようとすべきであって、そこにおのずから生まれるパースペクティブの拡大こそ、研究対象に選んだ古典の構造上の特質と、学説史上の位置および意義とを、あきらかにするのに役立つであろう。こうしてはじめて、正しい遠近感のなかで過去の精神的遺産がわれわれの所有となるのである」（小林昇『国富論体系の成立』未来社、1977年、3-4頁）。

再確認するという視点から、かつてのこの分野の研究成果にもっと大きな関心を寄せて然るべきである。またそうであるとすれば、昔年の重商主義研究の成果を、さらにその淵源にまで遡って検討してみることは、この分野以外の学史家にとっても興味深いことであると思える。本稿はこのような問題関心を抱きながら、高橋誠一郎の重商主義研究がもつ研究史的意義を浮き彫りにしようという意図して書かれたものである。彼こそはこの分野の研究に全身全霊を捧げて輝かしい功績を残すとともに、学史研究の方法的基礎を築いた、わが国における最初の人物だからである。

1 重商主義研究の対象・意義・方法

高橋誠一郎は1911（明治44）年5月から翌（大正元）年9月まで経済理論・経済学史研究を目的にしてイギリスに留学した。その間彼は、大英博物館図書館やロンドン大学ゴールドスミス図書館で経済学の古文書や資料を繙き、書店を巡って古書を収集した。彼の重商主義研究は主に、このようなロンドンでの遊学を通じて始められたといえよう。しかしながら、後に本人が述懐しているところによれば、古文書の読解は困難を極め、資料の収集は捗らなかつた。そればかりか船旅による体力の衰弱と勉学による過労がもとで、病に冒された⁽³⁾。

彼は帰国後、『三田学会雑誌』（8巻9・10号、1914年）に「ベルナルド・ダヴンツァチの貨幣論」を掲載したのを皮切りに、16・17・18世紀の経済思想に関する論説を続々と発表することになる。これらの論説が、留学以来の研鑽と努力の成果であることはいうまでもない。それらは「出来得る限り本源の資料に頼らんことを努め」（『経済学史研究』序文、6頁）、資料を「得るにしたがって読み、読むに随って抄訳抜録せる手稿」（『重商主義学説研究』創文社、1993年、序、v頁、以下、『重商主義』と略称）を積み重ねるという作業を通じて書かれたものである。しかしながら、その作業は順調には進まなかつたようである。帰国後は資料の欠乏に悩まされ、その不足は本意ながらも二次文献によって補わねばならなかつたし、しかも読解力が貧弱であることから、古文書の意義を十分に解明できずに苦しんだ。このように彼は述懐している。とはいえ、このような困難を伴いながらも、1914年から1920年までの間に数多くの論文が矢継ぎ早に発表された。さらにそのうち15編の論説が1920（大正9）年に一つに纏められ、『経済学史研究』（大鑑閣）——以下、『学史研究』と略称——として刊行された。この書物は、高橋による重商主義研究の最初の大きな成果である。

高橋が留学以来追究してきたテーマは、自らが記すところによれば「近世経済思想史の研究」であり、かなり幅が広い。したがって『学史研究』に収録された論説にも、ダヴンツァチ（ダヴァンツァーティ）の貨幣論、モアのユートピア、フィジオクラットの学説のような、対象となる時代と国が拡散していて、一つに纏まらないテーマを扱ったものが見られる。しかしそのような論説を別と

(3) 高橋誠一郎『回想九十年』筑摩書房、1973年。

すれば、マンの貿易論、イギリス 17 世紀の利子論争、ロックの利子・経済学説、ホップズの経済学説、ハリファックス卿の貨幣改鑄をめぐる論争、ペティの国富論、ヒュームの私有財産・奢侈論など、本書に収録された論説は、「殊に近世経済思想の黎明たるマーカンチリズムに就きて述べたるもの其の大部分を占めたり」(6 頁)と記されているように、イギリス重商主義を対象とするものである。このようなテーマを掲げた論文が大正の時代に発表されたことは、それ自体大きな驚きである。これらのテーマは後続の研究者の眼に、極めて斬新に映じたに相違ない。それらは戦後、多くの学史家により引き継がれることとなった。ところが『学史研究』は著者自身にとっては、不本意な出来の書物であったようである。「此の書は……校正の労をすら自ら取ること能はざりしものにして、到底著者の意に満つるを得ず」(『重商主義』序, v 頁)という理由にもとづき、著者の意向により出版後まもなく絶版とされた。

高橋は『学史研究』の刊行より前にも、またその直後にも数冊の書物を上梓した。そのなかには『協同主義への道』(下出書店, 1923 年)や『近世経済学説史・上』(政治教育協会, 1928 年)のような書物が含まれている。しかし、これらの書物も著者にとっては不本意な内容であったようで、これら二著について彼は「いづれも著者得意の作に非ず」(『経済学前史』創文社, 1993 年, 673 頁)と記している。こうして高橋が自信を抱いて公にした最初の書物は、1929 年(昭和 4)年に改造社から経済学全集の一卷として刊行された『経済学前史』——以下、『前史』と略称——であったと思える。これは古代から中世を経て近世に至るまでの経済思想・学説の歴史を巨視的に把握するという壮大な意図をもって書かれた書物である。このような内容の『前史』が、斯学の発展に大きく貢献した画期的な業績であることは、誰の眼にも明らかである。このような長大でダイナミックな学史・思想史の流れを、できるかぎり一次文献を渉猟しながら記述した、個人の手による書物は、今日でも他に例がないと思える。この書物は、高橋の重商主義研究にとっても大きな意義をもっている。その第 3 編をなす「近世」は、彼の理解した重商主義の全体像を示そうとしたものだからである。彼の重商主義研究ひいては経済学史研究の最大の成果である『重商主義学説研究』(改造社, 1932 年)は、この『前史』の「近世」編を下地にして書かれることになる。

『前史』についてはここでは、その「緒言」に眼を向けるべきであろう。著者はそこで、「経済学前史」という言葉の意味、重商主義研究ひいては経済学史研究の意義・方法、自身の歴史観に関して、有益で興味深いことを述べているからである。これらについて順次、検討を加えてみたい。

第 1 に高橋は、「経済学前史」という本書のタイトルの意味について説明している。「経済学成立前の経済思想及び経済学説変遷の大体を録して、之を『経済学前史』と呼ぶ」(17 頁)。「国民の経済生活が、一個の科学として、研究せらるるに至りしは、比較的新たなる時代に属す」(3 頁)。これら二つの叙述から、高橋が「経済学前史」という表現で何を意味しているかが、おおよそ分かるであろう。彼は『国富論』の刊行をもって「科学としての経済学」が成立したと考えているのであり、したがってそれに先立つ、18 世紀中頃以前の経済思想・学説の歴史を「経済学前史」と理解するの

である。だから彼によれば、古代、中世、近世初期の斯学の歴史は、その「前史」であり、重商主義学説はプラトンやアリストテレスの経済論、キリスト教の経済理論とともに、「科学としての経済学」の前史を構成するものであることになる。この場合に問題となるのは、なぜ高橋は『国富論』に先立つ理論・思想を科学として認めないのかという点である。これは高橋の重商主義解釈の一端に触れる問題でもあるので、これについて少し詳しく見ておきたい。

高橋が、近世以前の経済論議を科学の範疇に加えない理由は、簡単である。その時代の議論は純粋に経済的見地から、純粋に経済的目標を見据えておこなわれたものではないという理由により、それらは「今日の意味に於ける経済学を論じたるものに非ず」（3頁）と理解するのである。彼は次のように述べる。プラトンは確かに経済問題について論じている。しかしその場合、この哲学者が最大の関心を払っているのは「善」であり、「富」の問題ではない。つまりここでは倫理的見地から、経済論が展開されているにすぎない。アリストテレスにおいても、究極の課題は「善」の問題であった。人々に幸福をもたらすものは「善」であり、「富」がその究極の原因であるとは考えられなかった。こうして彼は交換や価格について論じているけれども、経済的というよりは法律の見地から議論しているのである。つまりアリストテレスの経済論は正義論の一環として展開されているにすぎない。中世においては、教会法のなかに「カトリック教的経済理論」といえるものが含まれていた。しかし、これもむろん純粋に経済的な理論ではなかった。それは人々の経済行為を精神的幸福の見地から観察することを通じて形成された理論であり、そこに「経済的現象の間に通ずる因果関係の説明」（9頁）を窺うことはできない。つまりこの理論は、社会的富の増加ではなく、人々の経済的行為をイエスの教理に則して導くことを目的とする、神学の領域に属するものであった。

高橋によれば、このような事情は重商主義の議論においても変わらない。そもそも重商主義は純粋に経済的動機から生まれたものではない。その議論は近世初期に発生したときから、経済的というよりはむしろ政治的な目標を見据えていた。重商主義の誕生は、近世的国家の形成と直接的な繋がりがあった。またそれは教会の権威の喪失と間接的な関係があった。重商主義が出現する近世に至るまで、キリスト教は人々が利己心に駆られて営利活動にはしるのを抑制する役割を担っていた。教会はそのような任務を果たすために、公共の便宜や慈善の重要性を唱えていた。また公正価格を奨励し、利子を禁止して、商工業を統制しようと努めていた。ところが中世が終わって近世的国家が生まれた頃には、教会の権威は衰え、それが長いあいだ発揮していた、人々の経済的動機を抑制する力は失われていた。その結果、「個人は^{ひたすら}只管利己的衝動と私利心に指導せられて、自己の道を求めんとせり」という傾向にあり、「知識的及び道徳的混乱、漸次、大ならんとしつつある」（9頁）という状態に、社会は陥っていた。このような状況を目の当たりにした新生の近世的国家が、教会に代わって果たすべき重要な任務は、社会の物質的秩序を維持することであった。近世的国家の統治者は聖職者とは異なり、人々が経済的動機によって行動することそれ自体を不都合であるとは解さなかったけれども、そのような行動によって物質的秩序が破壊されるなら、それは彼らにとっても

看過できない、由々しい事態であったからである。物質的秩序の崩壊が社会的富の減少を、ひいては国家の経済力・国力の衰退をもたらすであろうことは、明らかであったからである。

重商主義は、このような事態に直面した近世的国家の要請に応じるために登場したと、高橋は理解する。経済行為を抑制するという教会の任務を、理論的に支えたのがカトリック教的経済理論であった。これに対し重商主義は、新しい物質的秩序を形成して、「自己の強大と光輝とに資せしめんことを期する」(10頁)という、近世的国家の目標を実現させるために登場した。だから重商主義の経済論は、商工業の発達を促すことを意図するものであったけれども、その議論は「国力増加策と密接に連結」(10頁)し、政治的・軍事的目的と不可分の関係を保ちながら展開された。こうして重商主義を含む、『国富論』に先立つ時代のすべて経済論は、「経済生活に何等の独立をも期待することなくして」(18頁)展開されている、と理解しなければならない。そこには、人々の経済活動が倫理・道徳的、法律的、政治的諸領域から独立した、もう一つ別の領域を形成するという認識を、窺うことはできない。純粋に経済的見地から、純粋に経済的目的を定めて展開された議論を、そこに見出すことはできない。プラトンの経済論は倫理学に、アリストテレスのそれは法律学に、カトリック教の経済理論は神学に、重商主義の学説は政治学にそれぞれ従属し、一つの独立した学問として自立していない。このような理由により、これらの経済論はすべて「科学としての経済学」とはいえないのである。

経済学の生誕をめぐる問題は、戦後になって華々しく議論され、今日でも人々の強い関心を集めている。『国富論』の刊行をもって経済学が成立したという解釈には、むろん議論の余地がある。ここでは、わが国における学史研究事始めの時点で高橋が示した、この解釈が、その後の議論の発火点となっていることに注目したい。

第2に高橋は「経済学前史」の意味を明らかにした後に、その前史を研究することの意義について述べている。実際、『国富論』の刊行をもって経済科学が誕生したと見なし、それ以前の経済論は「科学としての経済学」には値しないと解すれば、そのような前史を形成したにすぎない思想や理論を研究する積極的な意義はどこにあるのか、という疑問が湧いてこざるをえない。ところが、高橋はこのような疑問を感じていなかったようである。彼はその研究の意義や意図については、次のように極めて簡潔に述べているにすぎない。「科学としての経済学の歴史は、少なくとも第十八世紀の中葉以前に遡るの要なきが如しと雖も、古代、中世及び近世初期の欧州思想史中には、吾人に対して多大なる教訓を与え、後世の経済学説に対して重要なる影響を残したる幾多の *merveilleux enseignements économiques* の存したることを認めざるを得ず」(17頁)。すなわち、18世紀中頃以前の思想・学説は厳密な意味では経済学といえないけれども、それ以降の経済科学の形成と発達に多大な影響を与えているから、それを研究することは十分に意義があるというのである。

第3に『前史』の著者は、経済学前史を研究するに際して採るべき方法に関して、二つの興味深いことを述べている。その一つは、「吾人は、経済学前史を講述するに当り、全然他を顧みることな

くして、唯り経済思想及び経済学説のみを伝ふること能はざるなり」(18頁)というものである。すなわち、近世以前の経済論は経済学以外の他の学問分野に従属するものであるから、その内容を理解するには、それぞれの経済論が属する他の諸分野にも眼を向けなければならない、というものである。たとえば、プラトンの経済論を理解するには倫理学に、重商主義のそれを把握するには政治学に関心を寄せなければならないというのである。経済学前史の研究は、経済学を超えた幅広い学問分野に足を踏み入れて進めるべきであるという、この高橋の提案が、適切で有益であることはいうまでもない。

今日では、このような方法が有益であることは、なお一層強調されている。さまざまな分野に目を配りながら学際的に検討するという方法は、前史の研究だけではなく、『国富論』以降の学史研究においても有益であることが、広く認められている。「どんな事実もその底の底まで完全にまたは『純粋に』経済的なものではない」。このように述べながらシュンペーターが力説したように、経済的事実といわれるものは、社会事象という大きな流れのなかから無理やり抽出され、秩序づけられた仮説にすぎない。シュンペーターのいうように経済現象がたんなる仮説にすぎないとすれば、『国富論』以降の「科学としての経済学」も、社会事象という「一つの統一的现象」の一側面を一つの角度から分析したものであるにすぎない。したがってその経済学は、それが分析したのと同じ事象の他の側面を、別の角度から分析した他の学問分野から、完全に自立しているとはいえない。こうして学史研究は、それが『国富論』以降の経済学を対象とするものであろうとも、理論・思想が形成されて発達する過程で、他の諸分野から受けた影響を視野に収めておこなわれるべきであるといえる。いみじくも R・バックハウスが指摘しているように、「経済学の歴史は、経済学および政治学だけではなく、宗教・神学・哲学・数学・科学の歴史とも関係している」のである。いずれにせよ、高橋がわが国でいち早く提案した当の方法は、今日では学史のあらゆる分野において有益であることが認められている。⁽⁴⁾

高橋は研究方法に関して、もう一つ重要なことを述べている。学史研究は「科学としての経済学」を対象とするものであろうとなかろうと、学説や思想をそれらが生まれた歴史的背景に照らして検討すべきであるという提案が、それである。「固より一定時期の経済学説は、其の社会的環境の裡に生れ出でたるものにして、凡そ一定時期の経済意見を理解せんとする者は、先ず第一に、其の時代の要求を知らざる可らず」(18頁)。彼はこのように述べた後に、このような方法が用いられるべき理由として、「而して并^{それ} [=一定時期の経済学説] は実に、其の時代に於ける生産及び交易の方法の所産たること多きものなり」(18頁、括弧内は引用者、以下同様)と述べている。

高橋が提案したこの方法は、杉本栄一がその『近代経済学史』(1953年)で示した学史記述の「三

(4) J. Schumpeter, *Theorie der wirtschaftlichen Entwicklung*, Leipzig, 1912, 6. Aufl., Berlin: Duncker & Humblot, 1964, S. 1 [塩野谷祐一他訳『経済発展の理論』(上), 岩波書店, 1977年, 25頁]; R. Backhouse, *The Penguin History of Economics*, London: Penguin Books, 2002, p.2.

つの型」に即して分類すれば、「それぞれの経済学説史を、それが生いたった社会の、全体としての歴史状況に照応させて理解する」という第3の型に相当するといえる。杉本によれば、このような記述方法を明確に提示したのは、E・サリーンの『国民経済学史』（1923年）であった。高橋の『前史』が刊行されたのは1929年であったから、当の方法を示唆した時期は、サリーンのそれと比較してもさほど遅れをとっていない。この研究方法も、それが有益であることは幾人かの学史家により後に強く主張された。W・スタークは1944年に刊行した書物で、「経済学は社会の科学であり、社会の変化とともにかわらざるをえない」という見解にもとづいて、「社会発展との関連における経済学史」を描いた。この方法はわが国でも戦後、積極的に受け入れられて実践された。小林昇は、経済史研究と学史研究という「二つの学問領域のあいだの試行錯誤的往反こそ、歴史研究にたずさわ(5)るわれわれが理想として求めるところなのである」と述べて、この「往反」を自ら実践した。

当の研究方法に関して高橋が述べているところは、このかぎりではない。彼はこの方法の意義を明らかにした先の叙述に続けて、次のように述べている。「吾人は時代を通じて学説を了解し、学説を通じて時代を観んとするものなるが、而も思想家の思想は、必ずしも当時の一般思想を反映するのみに止らず、往々にして、之れに反抗し、之れを超越するものあることを忘る可らず」（18頁）。この叙述は、当の方法を提案したこと(5)の理由として示された、学説は「其の時代に於ける生産及び交易の方法の所産たること多きものなり」という見解に対する補足として記されたものである。ここで高橋が述べていることの要点は、こうである。学説や思想は、それらを編み出した人物が置かれていた経済的・社会的環境を多分に反映している。とはいえ学説や思想は、そのような経済的・社会的環境をただ反映しただけのものにすぎない、と解されてはならない。学説や思想には、そのような環境からいかなる影響をも受けていない、時間的・空間的制約から解放された普遍的・一般的要素が含まれていることもあるからである。

これも卓見であり、今日でも色褪せていない。最近の研究文献においても、これと同じような見解を窺うことができる。L・マグヌソンは重商主義を体系的に論じた書物としては最新の『重商主義』（1994年）において、次のように述べている。経済学の言説は、「外に向かって表す〈パロール〉とは、別個のものであることが認められねばならない言語 [=ラング] をつくり出した。したがって、このような言語 [=ラング] が、経済的国家形成のいくつかの形態をたんに合理的に説明しただけのもの(6)であったと言うならば、完全に人を誤らせる」。この叙述の意味は次のように理解されよう。経済的言説は外部の世界に依存して形成される。しかしその言説は、外部の世界から全面的に独立

(5) 杉本栄一『近代経済学史』岩波書店、1953年、序章；小林昇『経済学の形成時代』未来社、1961年、序説；W. Stark, *The History of Economics in its Relation to Social Development*, London: Kegan Paul, 1944 [杉山忠平訳『社会発展との関連における経済学史』未来社、1973年]。

(6) L. Magnusson, *Mercantilism: The Shaping of an Economic Language*, London: Routledge, 1994, p.211 [熊谷次郎・大倉正雄訳『重商主義』知泉書館、2009年、307頁、括弧内は引用者]。

した言語^{ラング}、経済的現実から解放され、それに全く依存しない要素によっても、構成される。だから、そのような言語によって構成された重商主義の学説・思想が、経済的現実（＝経済的国家形成）をたんに反映しただけのものにすぎない、と解することはできない。要するに思想と現実とは相互依存の関係にあると、マグヌソンは理解しているのであり、この点において高橋の解釈と異ならないといえる。一方で、学説・思想は歴史的事実から影響を受けているから、歴史的アプローチが必要であり、他方で、それらは事実^{ラング}に全面的に依存するものではないから、時代の流れに反抗して、それを超越することもあるというのが、高橋の見解だからである。

第4に高橋は「緒言」で、一般的な歴史観と経済思想史の歴史観について述べている。その叙述は少し長いけれども、含蓄があるので全文を引用したい。「時勢は一直線を成して進むことなく、屢々円線を描きて移動するを見る。洵に歴史は循環す。而も其の円心は又た常に移動しつつあるなり。経済思想の流れも、往々にして循環し反復す。而して新たなる経済学説が、時代を異にせる過去の其れを継承し祖述するの観あること屢々なり。而も仔細に之れを觀れば、斯くの如きものも、過去に存したる思想の単純なる祖述反復には非ずして、其の当時の社会的経済的事情より直接に発生し來れるもの多きを知るなり」(18頁)。高橋がここで明らかにしている歴史観は、次のように要約されよう。歴史はある一つの目的に向かって直線的には進まない。それは循環し反復しながら進行する。しかも循環の中心軸を移動させながら、反復の規則性を内包することもなく、無秩序に進行する。歴史一般におけるこのような進展の仕方は、経済思想史の歩みにおいてもまったく異ならない。

高橋が理解するこのような歴史観は、一言でいえば、進歩的歴史観とは対極にある見解といえるであろう。彼の歴史観を深読みすれば、そこに経済思想史に関して三つの点が示唆されているのが窺える。第1に、学説・思想は未発達なものから発達したものへ、単純で素朴なものから精緻なものへ、断片的なものから体系的なものへと、一直線には発達しない。第2にそれらは、目的や性質が異なるさまざまな種類のものが、それぞれに独自の弧を描きながら、互いに足並みを揃えることなく、互いに競り合いながら、無秩序に発達する。しかもその発達の過程で、さまざまな学説・思想が入れ替わり立ち替わりしながら、学史の流れの主流を形成する。第3に、過去において学史の流れの背後に潜んでいた学説・思想が、時代状況の変化に触発されて表面に現れ、学史の本流を支えて、その流れを大きく方向づけることがある。もっともその場合、そのような学説・思想は過去の姿や形のままで現れるのではなく、装いを新たに現れる。

ところで高橋は以上のような歴史観を明らかにしながら、実はそれを通じて学史研究の方法に関する議論を展開していると理解することができる。まず彼はそこで、一定の理論的・思想的枠組みにもとづいて、過去の学説・思想を体系的に把握し整理するという方法を退けている。学説・思想はさまざまな種類が紆余曲折を経て、右や左に蛇行しながら発達するのであるとすれば、そのような発達の過程を、ある特定の枠組みを基準にし、それだけを用いて十分に把握することはできないからである。また彼はそこで、学説・思想はそれらが生み出された背景に照らして検討を加えられ

るべきであるという、彼が提案した方法の意義を再確認しているといえる。時代状況の変化が学史の歩みを大きく方向づけることがあるとすれば、その変化を視野に収めないかぎり、学史の流れを十分に理解することはできないからである。

2 重商主義の解釈——経済政策——

高橋は『前史』の刊行よりも僅か3年後の1932(昭和7)年に『重商主義経済学説研究』を上梓した。これはやや小さい活字で組まれて、初版で厚さが1000頁以上にも及ぶ、かなりの大冊である。彼は重商主義研究に関連する書物としては、本書の刊行よりも後に『古版西洋経済書解題』(慶應出版社, 1943年)と『西洋経済古書漫筆』(好学社, 1947年)を上梓している。後者は「稍や通俗的な」内容の軽装本であるけれども、前者は資料収集とその考証・分析という地道な作業を通じて編み出された重厚な成果である。しかし軍国主義が跋扈した昭和10年代に執筆されたこれら二著は、どちらも本格的な学史研究というよりはむしろ、書誌学的研究というほうが相応しい内容の書物である。したがって『重商主義』は、高橋による重商主義研究の最大の業績であるといえる。実際、これは壮大な意図をもって書かれた書物で、議論は広範囲に及んで展開され、記述は一次文献に即して詳細に綴られている。これは貿易論、貨幣論、価値・価格論、利子論、人口論、賃金論というような狭義の経済問題だけではなく、社会思想や政治論に関する諸問題をも正面から論じている。また重商主義の経済思想に焦点を当てながらも、それをさまざまな角度から多面的に検討して、本来のテーマの枠を超える領域にまで足を踏み込んでいる。だからこの書物に、「近世経済・社会思想史」というような、大きなタイトルが付けられていたとしても、不適切ではなかったであろう。

ところで『重商主義』が執筆された20世紀の初めには海外で、重商主義に直接・間接的に関連する研究文献がすでに何冊か刊行されていた。たとえば、次のような書物がそれである。ロッシャー『英国経済学史論』(W. Roscher, *Zur Geschichte der englischen Volkswirtschaftslehre im sechzehnten und siebzehnten Jahrhundert*, 1851), ハイキング『貿易差額論史』(E. Heyking, *Zur Geschichte der Handelsbilanztheorie*, 1880), カニングガム『イギリスにおける産業と通商の成長』(W. Cunningham, *The Growth of English Industry and Commerce*, 1882/1903), シュモラー『重商主義とその歴史的意義』(G. Schmoller, *Der Merkantilismus in seiner historischen Bedeutung*, 1884), イングラム『経済学史』(J. Ingram, *A History of Political Economy*, 1888), アシュレーがその論文「自由貿易政策のトーリー党的起源」を収録して刊行した『歴史的・経済的概観』(W. Ashley, *Surveys Historic and Economic*, 1900), ゾンバルト『近世資本主義』(W. Sombart, *Der moderne Kapitalismus*, 1902), スコット『ジョイント・ストック・カンパニーの制度と財務』(W. Scott, *The Constitution and Finance of English, Scottish and Irish Joint-Stock Companies to 1720*, 1910/12), ファーニス『国民主義体系における労働者の位置』(E. Furniss, *The Position of the Laborer in a System of Nationalism*,

1920), スヴィランタ『イギリスの貿易差額論』(BR. Suviranta, *The Theory of the Balance of Trade in England*, 1923), ホロックス『重商主義小史』(J. Horrocks, *A Short History of Mercantilism*, 1925), トマス『重商主義と東インド貿易』(P. Thomas, *Mercantilism and the East India Trade*, 1926) などである。これらの文献のうち, シュモラー, スコット, スヴィランタ以外は, 高橋の眼に触れていたことが確かである。また彼は研究を進めるに際して, ここに挙げたもの以外に, 次のような文献を繙いている。ブランキ『欧州経済思想史』(J. Blanqui, *Histoire de L' Économie Politique en Europe*, 1860), マルクス『資本論』(K. Marx, *Das Kapital*, 1867⁽⁷⁾), ロッシャー『ドイツ経済学史』(W. Roscher, *Geschichte der National=Oekonomik in Deutschland*, 1874), アシュレー『英国経済史および学説』(W. Ashley, *An Introduction to English Economic History and Theory*, 1888/93), ボナー『哲学と経済学』(J. Bonar, *Philosophy and Political Economy*, 1893), 「重商主義」の項目(W. Hewins 執筆)を設けた『ポールグレーヴ経済学辞典』(H. Higgs ed., *Palgrave's Dictionary of Political Economy*, 1894), ベアー『イギリス社会主義史』(M. Beer, *A History of British Socialism*, 1919), ヴェーバー『一般社会経済史要論』の英語版(M. Weber, *General Economic History*, trans. by F. Knight, 1927) などである。これに対し, リプソン『イングランド経済史』(重商主義の時代)第2・第3巻(E. Lipson, *The Economic History of England*, Vol.II, III, 1931), ヘクシャー『重商主義』ドイツ語版(E. Heckscher, *Der Merkantilismus*, 1932)のような高橋の『重商主義』とほぼ同時期か, ヴァイナー『国際貿易論研究』(J. Viner, *Studies in the Theory of International Trade*, 1937), ジョンソン『アダム・スミスの先任者』(E. Johnson, *Predecessors of Adam Smith*, 1937) など, それよりも少し遅れて刊行された書物は, むろんこの分野の重要文献であっても読まれていない。ともあれ高橋の『重商主義』を, 同じ研究分野の他の文献との関わりという点に留意して顧みるならば, それが当時としては驚嘆に値するほど精力的に海外の文献を渉猟しながら執筆された書物であることが分かる。またそれが刊行された時期を, 海外で主要な文献が発表されたそれと比較してみるならば, この書物が国際的にも重商主義研究史のうえでかなり早い時期に位置していることが分かる。このようにして, わが国における「重商主義研究にとっての記念碑的存在」⁽⁸⁾と評価されているこの書物が, 日本語以外の, 国際的に共通性のある言語で書かれていたならば, 世界の学界をリードする存在になっていたであろうことは, 十分に推測できる。

さて高橋の『重商主義』は, 近世西ヨーロッパの経済・社会思想を幅広く論じているけれども, それがイギリス17・18世紀の重商主義に議論の焦点を定めていることは確かである。したがってこの浩瀚な書物は, 比較的長くて, 内容が濃密な「緒言」から論述が始められているが, そこでの議論の

(7) 高橋が繙いた『資本論』は1890年(おそらくは第1巻第4版)と1921年(詳細は不明)に刊行された版。

(8) 小池基之「高橋先生の経済学者としての足跡」『三田評論』1982年/『高橋誠一郎旧蔵・古版西洋経済書展』丸善, 1993年, 再録, 146頁。

中心をなしているのは、重商主義の解釈という問題である。しかもそこでは、この問題が主に近世イギリスを舞台にして論じられている。重商主義をどのように解釈するかという問題は、いうまでもなく当の研究の究極の課題である。以下には、高橋による重商主義の解釈について検討したい。

重商主義の解釈は、高橋が早くから関心を寄せていた問題であった。彼は1919（大正8）年にすでに、この問題を扱った論文「マーカンチリズム概論」を『三田学会雑誌』13巻10号に掲載し、その後これを『学史研究』に収録している。しかもこの早期の論文は『重商主義』「緒言」の暫定稿のような役目をなし、この論文に修正と加筆を施して書き上げられたものが、「緒言」であるといえる。そこで当の問題の検討は、この論文（＝『学史研究』第1章）——以下、「概論」と記す——から『重商主義』「緒言」へという順序でおこなうのが妥当である。

高橋は「概論」の冒頭で、重商主義の概念を次のように規定している。「吾人はマーカンチリズム〔＝マーカンティリズム〕を以て、中世的経済組織の崩壊より、Physiocrates及びAdam Smithによりて、代表せられたる自由放任の学説が大体に於て勝利を得るに至る迄の間に於ける欧州諸国の経済思想並に之に適応せる経済政策を意味せんとす」（60/1頁）。すなわち、重商主義とは、中世の経済社会が崩壊した16世紀の初頭から、重農主義者とアダム・スミスの自由主義が勝利した18世紀後半に至るまでのほぼ300年間、ヨーロッパ世界において支配的であった経済思想と経済政策である、というのである。しかしここでは、重商主義が初期資本主義期の経済思想・政策であったことが示されているだけであり、それがどのような内容の思想・政策であったのかということは明らかにされていない。彼は重商主義をこのように定義した後に、イギリスにおけるその政策の目的・内容・歴史と、その思想とについて、比較的詳しく説明している。そこで以下には、その「概論」の記述にもとづいて、彼が重商主義の目的や内容について理解しているところを明らかにしたい。

高橋が「概論」で重商主義の経済政策について理解しているところは、次の三点に要約できる。

第1に、重商主義は近世的国家の経済力を強化することを目的とする経済政策であった。中世の政治・経済・社会組織が崩壊した後の16世紀に、近世的国家が誕生した。この国家の統治者は、新たな物質的秩序を形成するために、また彼ら自身の政治的・軍事的野望を実現するために、国家の経済力を養い蓄えることが必要であった。そのような目的を果たすために、彼らが新興の商工業階級と手を結んで推進した経済政策が、重商主義政策であった。

第2に、重商主義は新興国家の国力を強化することを目的とする政策であった。つまり重商主義はまず経済力を強化し、さらにそれにもとづいて国力を強化することを目標とする政策であった。重商主義が国力強化策と密接な繋がりをもつ政策であったということの詳細は、次のように説明されよう。近世的諸国家は世界商業の覇権の獲得を目差して互いに激しく争っていた。その覇権戦争で勝利するには、常備軍を形成しなければならなかったが、そのためには何よりもそれに必要な財源を確保することが不可欠であった。というのも、「最も克く勝利と征服とを^も勝ち得可きものは、即ち最も能く其軍隊に支給し、支払う可き財源を発見し得たる君主にして、最も勇敢なる軍隊を有す

るものに非ざるに至れり」(66-7/7頁)というのが、真実であったからである。また軍資金を十分に獲得するには、租税の増徴を実施することが不可避であった。王領地や特権のような中世的な財政方法によって、多額の収入を得ることはできなかったからである。さらに租税の増徴を実施するには、社会の富を増大して、国民の担税力を強化することが必要であった。社会の富が増加しないかぎり、新たな租税を課することはできなかったからである。このようにして、国民の経済力と担税力を増大して軍備の拡充を可能にし、ひいてはライバル国との戦争を優位に闘うために、重商主義政策が推進されたのであった。

第3に重商主義は、国内産業全般に対する国家的保護干渉という方法にもとづいて、経済力を強化しようとした。その具体的内容は次のようである。この政策はまず、植民地の建設をおこなった。「植民地は母国の利益を助長す可きものにして、之を損傷す可きものに非ず」(81/22頁)というのが、この建設の根本方針であった。このような方針を貫くために、「英国商人をして其需要の貨物を低廉に購入するを得せしめ、貨幣の輸送より生ずる利潤を母国の手中に入らしめ、且つ植民地の貨物を他国に供給するを廃して之に損害を与へんとする」(81/22-3頁)という目的をもった、航海法が制定された。植民地貿易は独占的商事会社によって営まれた。次にこの政策は、「産業の保護」を実施し、「自国人民の福祉並に財富を増加」(64/5頁)することを求めた。その場合、工業と対外商業は偏重されて「政府の恩恵と保護」を受けたが、「農業は比較的等閑視」(63/4頁)された。

以上のような高橋の解釈には、議論の余地がある。たとえば重商主義政策は、彼が理解したように、国民の福祉・厚生を重視したか、農業の保護・育成を軽視したか、というような点である。しかしここでは、これらの問題には立ち入らないことにしよう。それよりも、重商主義は国力強化策と密接な繋がりをもつ政策であったと、彼が理解している点に留意したい。おそらく、この解釈はカニンガムから影響を受けたものである。このように重商主義を「国力の体系」と捉える解釈はその後、ヘクシャーとヴァイナーにより積極的に受け継がれることになる。

さて高橋は以上のように、重商主義政策の基本的特徴を摘記した後に、それがどのような内容の政策であったかということについて、イギリスの例に即しながら、少し詳しく説明している。エリザベス女王によって実施された政策について記された、次の叙述がそれである。「彼等 [=国家] は都市の産業を養殖すべき人為的温室と化せり。生産の制規は又輸出貨物の精良と低廉とを確保し、以て外国市場に於ける国家の地位を維持するの目的に供せられたり。而して産業支配の権は、一部は直接国家によりて行はれたるも、而も多くは国家によりて特権を賦与せられたる大商事会社を通じて行はれたり。市場は更に拡大せり。東印度会社が通商貿易の舞台に現れたるは正に比時なり」(67/8頁)。この叙述は、内容が濃密で複雑多岐にわたっていて、少し分かりにくいけれども、次のように整理されよう。(i) 政府は都市の産業を保護・育成した。(ii) 海外市場に良質で安価な商品を送り、その商品が競争市場で優位に立つことを可能にするために、政府は生産を規制した。(iii) 経済活動は、貿易独占権を附与された特権的商人を中心に展開され、海外市場は一層拡大した。

(iv) このような政策の推進により、東インド会社の時代の幕開きとなった。高橋がここで述べているのが、名誉革命以前の17世紀に主に絶対王権によって推進された、絶対主義的（王室的）重商主義であるということは明らかである。ここでは、特権的貿易会社による外国貿易を助長した政策が描かれているからである。

さらに高橋は引き続き、当の政策について、次のように記述している。「当初主として国庫収入の目的を以て課せられたる輸入品に対する高率の関税は後に至りて国産保護の目的に供用せられたり。通商条約の期する所は国内市场に於ては原料品の外、国外よりする有^{あら}ゆる貨物に対し、出来得る限り之が輸入の余地なからしめんとすると共に、外国市場に於ては他国の競争を排除するに在るものにして……。植民地は母国以外、総ての欧州諸国と交易するを禁止せられ、母国に対し貴金属又は粗製品を供給し、而して之れが対価として母国内の製造品を収受せり」（67-8/9頁）。この叙述は次のように整理されよう。(i) 国庫に収入をもたらす目的で導入された輸入関税（＝財政関税）は後に、国内産業の保護・育成を目的とする保護関税に改められた。(ii) 外国商品の輸入は制限されたが、原料の輸入は制限されなかった。(iii) 国産商品の海外市場での競争は可能なかぎり排除された。(iv) 植民地は母国以外の他の諸国と自由に交易することを禁止され、母国の産業のための貴金属・原料（＝半製品）供給地および販売市場として利用された。彼がここで述べているのが、革命以降の17世紀末から18世紀末に至るまで市民政府によって推進された、保護主義的重商主義（＝固有的重商主義）であることは明らかである。ここでは、保護制度と植民地制度にもとづいて国内産業を保護・育成した政策が描かれているからである。⁽⁹⁾

高橋が「概論」で、重商主義の経済政策について記述しているところは、ほぼ以上に尽きる。彼の重商主義解釈を吟味するという観点から、とくに留意すべきは次の点である。すなわち彼は、カニンガムやヴェーバーの解釈とは異なり、イギリスにおいて17・18世紀に推進された重商主義政策を、同じ一つのものとして理解している点である。カニンガムは名誉革命を境にして政策の主体と対象が変わったことに着目して、革命以降の政策をそれ以前のものとして区別しながら「議会的コルベール主義」（Parliamentary Colbertism）と呼んだ。またヴェーバーは政策の主眼が変わったという理由により、イギリスにおける当の政策を「身分的・独占的重商主義」（ständish-monopolistischen Merkantilismus）と「国民的重商主義」（nationaler Merkantilismus）という二つの形態に区分した。⁽¹⁰⁾しかし高橋はこのような解釈には同意しないで、それを一つの連続した政策として理解している。この解釈はわが国において戦後、白杉庄一郎らによって継承されることになる。⁽¹¹⁾

(9) 竹本洋・大森郁夫編著『重商主義再考』日本経済評論社、2002年、序章。

(10) W. Cunningham, *The Growth of English Industry and Commerce*, Cambridge: Cambridge University Press, 1882, rpt. 1968, Vol.II, p.403ff.; M. Weber, *Wirtschafts-Geschichte*, 2. Aufl., München und Leipzig: Duncker & Humblot, 1924, S.298-99 [黒正巖・青山秀夫訳『一般社会経済史要論』下巻、岩波書店、1955年、231-32頁]。

ところで高橋は「概論」で、イギリスにおける重商主義政策の展開過程を、それが開始された16世紀から、終焉した18世紀末に至るまで、概略的に記述している。この記述に眼を遣るとき、彼がこの国における重商主義を、統一性と連続性をもつ、一つの政策であったと理解していたことが、一層よく分かる。その歴史記述を要約して示せば、次のようになる。イギリスにおける重商主義の起源は古い。羊毛輸出をおこなっていたマーチャント・スティプレーズと毛織物（白地＝未仕上）輸出をおこなっていたマーチャント・アドヴェンチャラーズという二つの特権貿易カンパニーが、対ヨーロッパ大陸貿易の支配権をめぐる相争った15世紀にまで、それは遡る。14世紀にはエドワード三世により自由貿易政策が採られていたが、エドワード四世の貿易規制によりそれは終息した。その後、中央政府の権威を主張するチューダー王朝が成立し、この王朝のもとで「マーカンチール、システムの一般的特質は明確に表顕せらるゝに至れり」（84/25頁）ということとなったのである。このようにして形成された重商主義システムはスチュアート王朝によって継承され、共和政と王政復古の時代を経て名誉革命以降にまで及んで持続した。これについての高橋の叙述は、次のとおりである。「中央政府の権威を主張し、莊園及びギルドの利益に代るに国家的思量を以てせんとするものは正にTudor王政の特徴たりしなり。今や強大なる国家は彼等に代りて商工業の進路を指導せんとしつゝあるなり。マーカンチール、システムはTudor王朝よりStuart王朝によりて継承せられ、更に共和政時代及び王政復古より光榮〔＝名誉〕革命以後に及べり。そは……第十六世紀より第十八世紀に互り、大体に於て永く同国の経済政策を喚起し指導せるなり」（85/26頁）。

しかしながらこのように、イギリス重商主義が一貫して一つの同じ政策体系であったと理解することは、実際のところ難しい。そのような解釈が困難であることは、高橋の記述に即して検討しただけでも十分に明らかである。高橋によれば（また事実に即しても）、名誉革命以前の重商主義は、東インド会社のような特権の商人が、東インド貿易を中心とする外国貿易を独占して営むことを奨励する政策であった。これに対し、革命以降の重商主義は保護制度と植民地制度にもとづいて、国内産業を保護・育成する政策であった。ところが、これらは彼の理解に反し、同じ一つの政策ではなく、内容が異なる、二つの別の政策であったといわねばならない。というのは高橋の記述からも窺えるように、後者は外国商品の輸入を制限し、貴金属の輸入を奨励する政策であったけれども、前者は、外国商品を輸入し、貴金属を輸出（流出）する東インド貿易を、積極的に援護する政策であったからである。

彼はその後、イギリス重商主義を統一性と連続性をもつ政策と捉える、「概論」の解釈に難があることに、少し気づいたようである。彼は『重商主義』で再度、重商主義の定義を下しているが、そこには「概論」での解釈に、一つだけ、大きな変更が加えられているのが見られる。

(11) 白杉庄一郎『近世西洋経済史研究序説』有斐閣、1950年、100-102頁。解釈史については、矢嶋道文『近世日本の「重商主義」思想研究』御茶の水書房、2003年、第1章。

「吾人は広義に於ける『重商主義』即ちマーカンチリズム (mercantilism) 若しくはマーカンタイル・システム (mercantile system) なる名辞を以って、中世的政治経済組織の崩壊、カトリック教経済理論の衰頹より、フランスのフィジョクラート学派 (Physiocrats) 及びスコットランドのアダム・スミス (Adam Smith) 等によりて代表せらるる個人的自由主義の経済学が大体に於いて勝利を占むるに至る迄の、初期資本主義の時代、集権的民族国家発達の時代に於ける欧州諸国の経済思想並びに経済政策を指称せんとす」(3頁)。『重商主義』「緒言」の冒頭に置かれたこの叙述が、重商主義の概念を再規定したものである。この叙述の内容は、「概論」の冒頭のそれと趣旨が同じである。しかしここで規定された「重商主義」(マーカンチリズム、マーカンタイル・システム)には、「広義における」という形容句が冠^{かぶ}せられている。したがってこの規定によれば、16・17・18世紀の初期資本主義期にヨーロッパ諸国において支配的であった経済政策と経済思想は、とりあえず広義の重商主義であるということになる。こうして彼は冒頭の叙述に続けて、「所謂マーカンチリズムの時代は凡そ三百年間に互れるものにして、そは又其の間に於けるあらゆるヨーロッパ諸国の思想を着色せり」と述べているが、ここにいう「マーカンチリズム」は広義のそれである。さらに高橋によれば、広義の重商主義は19世紀においても見られた。彼は次のように述べている。「吾人は前述の如くマーカンチリズムを以って……初期資本主義の時代、近世民族的國家発達の時代に於ける経済思想及び政策と看做すと雖も、而もマーカンチリスト流の政策は自由主義が勝利を得たる後に於いても全然終息せるものに非ず。……旧マーカンチリズムの第十九世紀に於ける後裔たる保護政策よりして一の新たなるマーカンチリズムの発生を見るなり」(3-4頁)。

さらに高橋は「緒言」の冒頭で広義の重商主義の概念を規定したことを踏まえて、次のように述べている。「吾人は……ブルジョアの利害、殊に當時に於ける代表的ブルジョアたる商人階級の利害、並びに特殊商人の関与せる業務上の利害の見地より主張せられたる理論を称して、前記広義に於けるマーカンチリズムに対して狭義に於けるマーカンチリズムと呼ぶ」(5頁)。すなわちここでは、近世的國家形成期に現れた「新興ブルジョアジー」である商人階級の利益を擁護した重商主義を、広義のそれと区別して「狭義に於けるマーカンチリズム」と呼んでいる。しかも彼によれば、この狭義の重商主義が「本然の意義に於けるマーカンチリズム」である。というのは、「此の名称は狭義に於けるマーカンチリズムに対して最も能く其の適用を見る」(5頁)からである。こうして『重商主義』での重商主義の概念の再規定によれば、特権的貿易商人を代弁した、革命以前の絶対主義的重商主義は、狭義の(本来の)重商主義で、革命以降の保護主義的重商主義は商人階級の利益を重視しなかったから、本来の重商主義ではないという解釈が下されるはずである。

高橋の『重商主義』での当の再規定については、もう少し検討を加えねばならない。彼はそこで確かに、重商主義の概念を広義と狭義との二つに分類した。しかし留意すべきことには、彼はその場合、重商主義に二つの基本的形態があったと理解しているわけではない。そもそも広義の重商主義と狭義のそれという二つの概念は、並列や対立の関係にあるのではなく、後者が前者の一部であ

ることを意味しているにすぎない。だから商人階級を代弁する狭義の重商主義は、それを代弁しない広義の重商主義の一部をなすだけのものにすぎない。つまり前者は、後者と形態が根本的に異なる、もう一つ別の形態をなすものではない。高橋は、内容が「重商主義」という名称と一致する経済政策・思想を、内容が名称とは一致しないけれども「重商主義」と分類されて然るべき政策・思想から区分するために、前者を狭義の重商主義、後者を広義のそれと呼んだにすぎない。つまり彼は「概論」での概念規定に、決定的に重要な変更を加えてはいないのである。それだけではない。彼は重商主義の概念を二つに分類したけれども、近世のイギリスにおいて狭義と広義との二つの重商主義があったとは理解していない。革命によって政権が変わったけれども、商人階級の利益を擁護して外国貿易を奨励する本来の重商主義だけが貫かれた、と理解している。つまり彼は「概論」でのイギリス重商主義についての解釈に、何ら根本的な変更を加えてはいないのである。このことは、「緒言」の後段に置かれた、次の叙述を眼にするとき明らかである。「英国に於けるマーカントイル・システムはチュードア王朝よりスチュアート (Stuart) 王朝によりて継承せられ、更らに共和政時代及び王政復古より光榮革命以後に及べり。そは……第十六世紀より第十八世紀に互り、大体に於いて永く同国の経済政策を喚起し指導せるなり」(11頁)。

このようにして高橋は『重商主義』においても依然として、イギリス 17・18 世紀に同じ一つの重商主義が貫かれたと理解しているのである。このような解釈はわが国においては戦後、小林昇をはじめとする比較的多くの研究者により、「前期的資本対近代的産業資本」という大塚史学のテーゼにもとづいて批判的に検討され、退けられることになる。⁽¹²⁾

3 重商主義の解釈——経済思想——

高橋はスミスと同様に、重商主義を経済政策と経済思想という二つの要素からなる体系であると理解した。彼が経済政策としての重商主義について記述しているところは、すでに見た。そこで今度は、それを経済思想としてどのように理解しているか、という点について検討したい。なお論歩はここでも、「概論」(『学史研究』第 1 章) から『重商主義』へという順序で進めたい。

彼が「概論」で重商主義の経済思想について理解しているところは、次のように要約できる。第 1 に、当の経済思想を代表する人物はトマス・マンである。彼は「マーカントリストの『Prince』」(72/13 頁) であり、その「貿易平衡の学説」(=貿易差額説) は当の経済思想の中核をなす。第 2 に、重商主義者は貴金属即富という観念に取り憑かれてはいなかった。確かに彼らは「豊富なる貨幣の

(12) 小林昇は『経済学史春秋』(未来社、2001 年) で、次のように述べている。「重商主義というものの概念規定をするときに、これを商業主義とみるか工業主義とみるかというところで、これは本質が工業主義だというのでリスト＝大塚の線——高橋誠一郎先生の線ではなくて——を出してきてる」(176 頁)。

供給」を重視した。しかし彼らはその場合、その供給を「産業の発達、国家繁栄の原因と見ずして、寧ろ其結果、従て又其最良なる表現なり」(72/13頁)と捉えたにすぎない。だから、彼らは「金銀のみ独り富を構成す」(72/12頁)という見解を抱いていたという、(スミスや)マカロックの解釈は誤っている。第3に、「金銀財宝の蓄積」が「経済政策上の主要なる目的」であると主張したのは、地金論者(bullionist)である。彼らは「直接行為に依りて貴金属の移動を抑制せんことを欲し」、「強力を以て其輸出を停止し、其輸入を誘導し強制せんことを期せり」(75/16頁)。重商主義者はこのような見解に対し、異を唱えた。マンは地金論者(=重金主義者)が主張したのとは別の、「金銀を確保するが為に採用せらるべき方法」(72/13頁)を提案した。それは外国貿易を奨励して「有利なる貿易の平衡」(=順調貿易差額)を確保しようとするものであった。このようにして、「正貨の余剰は……輸入に対する輸出超過に依りて地金を以て支払はる可き貿易の差額を生ぜしむるに由りて最も克く確保し得可きものなり」(75-6/17頁)という、貿易差額説を主張した。第4に、マンの貿易差額説は地金(貴金属)の獲得を求める見解ではあるけれども、地金を自由に輸出することを求める見解でもあり、その点において自由貿易の主張でもあったといえる。マンの見解の詳細はこうである。貿易差額のプラスを実現することが「眼目の点なれ、一時の地金輸出は鞏固なる原則及び正当なる政策と一致するものなり。そは結局国外に流出せるものよりも更に大なる貴金属の流入を見るに至る可きものなり」(76/17頁)。すなわち、ある遠国(東インド)と貿易をし、その国に対する(個別的)貿易差額がマイナスで、そこに地金が流出したとしても、その遠国から輸入された商品が隣国(ヨーロッパ諸国)へ再輸出されれば、その隣国から最初に遠国へ輸出したのよりも多量の地金が流入するであろうから、この遠国との貿易は結果的にプラスの(全般的)貿易差額をもたらすことになる、という見解である。第5に、マンの差額説は外国貿易の奨励を提案するものであるけれども、国内製造業を育成すべきであるという(保護主義の)主張と、対立しない。というのは、「国家は生産することなくして輸出する能はざるが故に、商業は軀がて又、工業を必須ならしめたり」(72/13頁)というのが、事実だからである。すなわち、外国貿易の拡大には輸出品が必要であるが、そのために輸出向け製品を生産する工業が育成されねばならない。そのような理由により、外国貿易の奨励策は国内工業のそれと軌を一つにするものである、というのである。

高橋が「概論」で重商主義の経済思想について述べているところは、以上のとおりである。彼は結局、マンの貿易差額説を重商主義の経済思想であると理解している、といえる。そのような解釈が妥当であるか否かはさておき、ここではマンの見解そのものに議論の余地があることを指摘しておきたい。たとえば、次のような点がそれである。マンの時代に、金銀即富と考えた「地金論者」は実際にいたか。彼が擁護している東インド貿易において、再輸出貿易は実際におこなわれていたか。独占貿易を擁護する彼の「自由貿易」論は、経済的自由主義と背反しないか。実際には貴金属(スペイン銀貨)以外に、ほとんど何も輸出していなかった東インド貿易は、保護主義と対立しないか。しかし高橋に、このような問題についての議論を窺うことはできない。彼はマンを重商主義の

代表者と捉えながら、マンの貿易論がその時代からウォルポール時代に至るまで、この国の経済政策の展開を方向づけたと、次のように述べているにすぎない。マンの「貿易平衡の学説は第十七世紀の前半に於て一般の承認を得るに至り、而して又、実際の法制に対して著大なる影響を及せり」(76/17頁)。この学説が「英国の財政制度をして整然之と一致せしめたるは Robert Walpole の時代に在り」(76-7/18頁)。

高橋の『重商主義』は、「⁽¹³⁾広範かつ構造的な『重商主義』経済思想の全貌の提示」を意図して書かれた大冊である。この書物がイギリス重商主義を中心とする黎明期の経済思想をいかに幅広く、かつ奥深く検討しているかということは、その内容を詳細に記した目次と、それぞれの章句に充てられた紙幅の厚さを一瞥しただけでも分かる。むろん本書は、さまざまな学説や思想をただ祖述し紹介しただけの、事典のような性質の書物ではない。著者独自の方法的態度を貫きながら、膨大な資料に沈潜して、学史の流れを深層にまで眼を注いで描き出そうとした、重厚な内容の書物である。このような書物が、わが国における重商主義研究ひいては学史研究の起点に位置し、多くの学史家や経済史家による、その後の研究を陰に陽に支えてきたことはいうまでもない。本書を繙き、それから何らかの影響を受けたことが確かな文献として、たとえば次のような書物を挙げることができる。黒田謙一『植民経済論』(1938年)は『重商主義』の第2・第4編を、矢口孝次郎『イギリス政治経済史』(1942年)は緒言を、高木暢哉『利子学説史』(1942年)は第3編を、小林昇『フリードリッヒ・リスト序説』(1943年)は緒言を、同『フリードリッヒ・リスト研究』(1950年)は緒言を、同『重商主義の経済理論』(1952年)は諸編を、同『経済学の形成時代』(1961年)は第5編を、同『経済学史評論』(1971年)は第3編を、同『経済学史新評論』(1989年)は第1編を、白杉庄一郎『近世西洋経済史研究序説』(1950年)は緒言を、張漢裕『イギリス重商主義研究』(1954年)は第1編を、渡辺源次郎『イギリス初期重商主義研究』(1959年)は緒言、第1・第3編を、相見志郎『イギリス重商主義経済理論序説』(1960年)は緒言、第1編を、飯塚一郎『貨幣学説前史の研究』(1969年)は第2編を、三上隆三『近代利子論の成立』(1969年)は第2・第3編を、大淵利男『イギリス財政思想史研究序説』(1974年)は第1・第2編を、宮田美智也『近代的信用制度の成立』(1983年)は第1・第2編を、坂本達哉『ヒュームの文明社会』(1995年)は第1編を、それぞれ繙いている。

重商主義解釈の問題に戻ろう。高橋は『重商主義』で重商主義の学説・思想をほぼ全頁にわたって検討している。しかし、その解釈の問題の根幹に触れるような論述が展開されているのは、その「緒言」と第1章「貿易論」である。そこで以下には、その箇所で開催された叙述を通じて、高橋が理解している重商主義の経済思想を浮き彫りにし、彼の解釈が孕む問題点について幾分か検討したい。高橋は「概論」でマンを重商主義の代表者と、彼の貿易差額説をその思想的核と捉えた。この基本的見解は『重商主義』でも変わらない。ところがこの書物では重商主義の概念を狭義と広義

(13) 高橋誠一郎『重商主義経済学説研究』(復刻版)、「解題」(飯田裕康), 974頁。

との二つに区分し、商人階級を代弁する狭義の重商主義だけが本来のそれであると規定した。したがってそこでは、この再規定を踏まえて、「概論」の解釈に少し変更が加えられることになる。すなわち、一層細かく再規定された概念を用いて、「概論」で示された経済思想の画像が、一層輪郭のくっきりしたものに加筆・修正されることになる。ともあれ、この書物が重商主義の経済思想について理解しているところは、次のように整理されよう。

第1に、マンは「マーカンチリズムの巨擘」(16頁)で「本来のマーカンチリスト」であり、彼の学説は「本来の意味に於ける『マーカンチリズム』」(23頁)である。第2に、重金主義者は本来の重商主義者ではない。イギリスでは17世紀に貨幣経済が著しく発達した。しかし当時は信用組織がまだ整っていなかったため、金銀坑をもたないこの国では、貨幣や地金が欠乏するのではないかと危惧された。そのような時に、「地金論者は……強力を以て其〔貴金属〕の輸出を停止し、其の輸入を誘導し強制せんことを期せり」(20頁)。またその主張に歩調を合わせて、「国家は……強制的に直接金銀を誘致するに至らしめんとせり」(22頁)。しかしながら、この重金主義者の主張とそれにもとづく政策は、商人階級の利益を代表するものではないどころか、それを侵害するものでもあるから、もとより本来の重商主義ではない。「斯くの如き企図は……『商人』(merchant)と交渉あるものに非ざるが故に、本来の意味に於ける『マーカンチリズム』なるものに非ず」(22-3頁)。第3に、重金主義者の主張に反対して、商人階級の利益を擁護するために地金の輸出の自由を力説した、マンの貿易差額論は、本来の重商主義であり、自由貿易論の嚆矢をなすものである。その詳細はこうである。貨幣経済の発達に伴って生じる、貨幣不足という事態は、取引活動に従事する商人がいち早く憂慮した。しかし彼らは、重金主義者の主張には反対した。貴金属を輸出する東インド貿易を営んでいた商人にとって、その主張は不都合であったからである。彼らは重金主義者の主張とは反対に、地金の輸出の自由を唱えた。またマンは、その商人階級の「自由貿易」の主張を擁護するために貿易差額論を展開した。「貿易の目的を以てする一時の貴金属輸出が懸がて之れよりも更らに多額の貴金属の流入を誘致するに至る可きことを主張し」(23頁)た。このマンの学説において「本然のマーカンチリズムは其の発生を見たるなり」(23頁)。第4に、17世紀以降に国内工業の保護・育成を力説した論者(=保護主義者)が現れたが、彼らは商人階級を直接に代弁する者ではなかったため、本来の重商主義者ではない。その詳細はこうである。17世紀末に、外国貿易の発達に伴って「工業的資本の発生」が見られるようになった。その頃、「国民的工業の必要と価値」(18頁)を強調する論者が現れた。彼らは「国家的保護の政策」が「国民的産業発達の一手段」として採られるべきことを主張した。しかしこの「第十七世紀後期以後の論者」(25頁)は、商人の「関与せる業務上の利益」(26頁)にではなく、「国家収入及び国家的利益の問題」つまり「真の国民的利益」に最大の関心を払っていたのであり、その理由により「本来のマーカンチリスト」ではない。

このようにして『重商主義』においては、商人階級を代弁してその外国貿易活動を奨励した見解が本来の重商主義であったという理解にもとづいて、重商主義の経済思想が体系的に整理されている

ことが明らかであろう。したがってそこでは、マン、ミルズ、ミスルデンのような東インド貿易を擁護した論客が本来の重商主義者で、その貿易を批判したマリーンズや国内産業の利益を擁護した保護主義者は、本来のそれではないと捉えられることになる。要するに高橋は、「重商主義」を字義どおりに解釈しながら、イギリス 17・18 世紀の経済政策・思想を整理しようとしているのである。つまり彼は、重商主義とは金銀即富と捉える観念に取り憑かれた政策・思想であったという、スミス流の解釈には異を唱えたけれども、スミスによる「重商主義」という呼称が不適切であるとは考えていないのである。

ところで高橋は「概論」で、マンの学説が 17 世紀末以降も影響力をもち、その国の経済政策を 18 世紀に入っても理論的に支えたと理解していた。この理解は、重商主義の概念を再規定した『重商主義』においても変わらない。そこでは、17 世紀以降に本来の重商主義者とは異質の論客が現れたにもかかわらず、マンの学説は依然として政策史の流れを方向づけたと理解される。彼が『重商主義』第 1 編貿易論でそのような思想史を記述しているところを辿ってみたい。

14 世紀末にリチャード二世は、R・エイルズベリーの取引差額制度 (balance of bargain system) 論にもとづいて、金銀の輸出を禁止する政策を採った。この国王は 1381 年に、何人といえども、如何なる目的のためにも金銀を輸出してはならない、と命じた。これは「古き地金主義者」の政策であり、「新たな重商主義者」の政策ではない。重商主義の立場から最初に議論したのは、J・ヘイルズである。彼が活躍した 16 世紀には、貴金属の輸出を禁止する地金主義的政策が支配的であった。彼はこのような政策を批判的に見据えながら、1549 年に貿易差額論の立場から、金銀は貿易差額によって最も容易に供給されると主張した。エリザベス女王の時代には、東インド貿易の発達により国力と国富が増大しただけではなく、さらに経済思想が著しく進歩した。17 世紀初頭に、輸入超過と貨幣不足の原因は銀行家の不正な為替取引業務にあると主張した G・マリーンズは、「最も熱心な地金論者」であった。その対極に立つのがマンであった。東インド会社はエリザベスの勅許により、3 万ポンドを限度にして外国銀貨を輸出することが認められた。しかし、東インドからの輸入品はヨーロッパ諸国にとって不可欠な商品ではなく、しかも輸出品はほとんどが貴金属貨幣であったので、当の貿易は貨幣不足の原因であると非難された。マンはこれに反論するために、1621 年に『東インド貿易論』を刊行し、20 年代後半に『外国貿易によるイングランドの財宝』を書いた。

高橋が、マンが登場するまでの学史を記述しているところは、ほぼ以上のようなものである。ここでも「概論」におけるのと同様に、マンの学説が妥当であったかどうかを史的背景に照らして検討することは、なされていない。高橋が関心を寄せているのは、マンの差額説の背後に貨幣資本 (商業資本) の認識が窺えるという点である。すなわち、貴金属即富という重金主義的観念から脱却した、開明的な見解が、その学説に見られるという点である。これについての、高橋のやや錯雑した記述は、次のように要約されよう。

マンによれば、「貨幣は貿易を産み、貿易は貨幣を殖す」(97 頁)。すなわち、東インドへ輸出され

た貨幣は、東インド貿易とヨーロッパ諸国への再輸出貿易とを生み出す。またこれら二つの貿易は終局的には、最初に輸出された貨幣よりも多額の貨幣を国内にもたらす。「我が現金を以って輸入せられたる如上貨物の増加額は……再び国外に輸出せられて結局遙かに大なる価値を取得することと為る可し」(97頁)。この場合、最初に東インドへ輸出された貨幣は、流通手段としてだけではなく、資本(商業資本)としても機能している貨幣である。その貨幣は流通過程に投じられることにより、後に価値が増殖して手元に戻ってくる貨幣だからである。マンはここで、貨幣が資本として機能することを、貨幣が資本に転化することを、つまり貨幣資本(商業資本)の役割を認識しているといえる。彼はこのような商業資本の認識を踏まえて、貨幣輸出の自由を主張した。彼の理解するところによれば、貨幣を外国貿易へ投じれば、貿易は拡大し、貿易に投じられた貨幣は増殖し、その国の経済力は増大することになる。ところが重金主義的政策を採って、貨幣の輸出を禁止すれば、それとは逆の事態が生ずる。「曾つて貧窮なりし吾人が今や貿易に由りて若干の貨幣を貯蔵し得て、之を永く国内に保有せんと決意せりとせば、是れに由りて他国民をして従前に比し我が貨物を多量に消費せしむることを得可か、斯くて吾人は我が貿易は敏活广大と為りたりと称し得可きや」(98頁)。すなわち、海外から流入した貨幣を国内に保持すれば、貨幣がそこに溢れて商品価格が騰貴するが、そのような高価格商品に対する需要は海外で減少するから、輸出貿易は縮小する。つまり貨幣を国内に蓄えれば、貿易は衰退して経済力は弱まると、マンはいうのである。この重金主義に対する批判論は18世紀に入って展開されることになる。(ヴァンダーリントと)ヒュームによる貨幣数量説にもとづく自由貿易論の先駆けをなす見解であるといえる。いずれにせよマンによれば、海外から獲得された貨幣は国内に蓄えないで、絶えず商業資本として流通過程へ投じられねばならない、換言すれば、貨幣は常に自由に輸出されねばならないのである。

高橋が関心を寄せた、以上のようなマンの重金主義批判論は、秀抜な理論や先駆的な見解を含んでいるという点で、確かに興味深い。しかし彼の批判論には、疑問を抱かないではおれない点もある。マンは東インド貿易への投資を力説した。ところが海外から獲得した貨幣は、国内産業(農・工業)に投資されても、資本(産業資本)に転化する。マンが力説した、外国貿易への投資以外に、このような途があったはずである。しかも彼は、貨幣が資本に転化することを説明するために、農夫が収穫を期待して播種するという例を挙げている。これはいうまでもなく外国貿易ではなく、国内産業(農業)への投資を例示したものである。しかしながら高橋の記述にはこの箇所でも、マンの見解に対する批判的コメントは見られない。ここでは、マンは差額説にもとづいて、貨幣輸出の自由を主張した「自由貿易論の先駆者」(125頁)であったという、高い評価が下されるだけである。

続いて高橋は、17世紀後半以降の学史について記述している。その概略は次のようである。この時期には、本来の重商主義とは性格が異なる論客が相次いで現れた。「^{もとも}固とマーカンチリストは外国貿易を以って国家に取りて致富貨殖の常道と看做せり」(125頁)。ところが17世紀以降には、外国貿易ではなく国民的工業の発達にもとづいて自国の経済力を増大すべきであると力説する、広義

の重商主義者（保護主義者）が現れた。この時期には、繁栄した商業が一層繁栄するために、その要件として工業の発達が必要とされるようになった。工業の発達を奨励する見解は、このような事情を背景にして示されたものである。しかもこの広義の重商主義者は、外国貿易に対しては幾分か批判的な態度を示した。彼らは貿易差額を指標にして、個々の貿易がイギリスの工業の発達にとって有益かどうかを判断し、その発達を阻む性質の貿易は禁止されるべきであると主張した。彼らによって非難されたのは、フランスと東インドとの貿易であった。フランス貿易を攻撃した有力な論者は、1663年にパンフレットを出版したS・フォートリーである。彼は自国の製造業を奨励することを目的とする（保護）関税政策を提案した。その見解は、フランス貿易を禁止する1678年の法令を成立させた。東インド貿易に反対した代表的論者は、1697年に匿名書を刊行したJ・ポレックスフェンである。彼は東インド貿易の擁護者C・ダヴナントに異を唱えながら、この貿易は地金を流出させているばかりか、自国製品から国内市場を奪う財貨を輸入していると批判した。その後、1713年のユトレヒト条約の付帯条項をめぐって、フランスとの自由貿易を主張するD・デフォート、その貿易に反対して「国産保護論」を展開したC・キングとの間で、論争が繰り広げられた。

17世紀末以降の論客が、マンとは異なるばかりか、対立さえする内容の見解を抱いていたことは、高橋の記述からも窺える。フォートリーは、自国精製品の輸出と「自国製品にとって有用な貨物」（＝原料）の輸入とを奨励し、国内消費のための精製品の輸入を制限するように提案した。ポレックスフェンは「国外に於いて精製せられたる貨物の輸入は国民の職を奪はんとしつつあるなり」（132頁）という理由によって、その輸入貿易に反対した。高橋は、このような主張がマンの差額説と同質のものであったと理解する。しかしそのような解釈には、同意できない。彼らが関心を寄せたのは、外国貿易ではなく製造業を保護・育成することであった。製造業の発達を通じて、国内の産出量と雇用量を増大させることであった。確かに彼らは外国貿易の拡大をも奨励した。しかしそれは貿易差額よりもむしろ、「貿易の労働差額」（labour balance of trade）の立場から示されたものであり、彼らが奨励したのは、産出量と雇用量の増大を促進する貿易、つまり「自国の工業に対して有利なる影響を有する」（125頁）貿易に限られていた。要するに彼らにとっては、工業（産業資本）こそが主であり、外国貿易（商業資本）は従であった。しかしながら高橋は、このような「後期に於ける貿易平衡論」（130頁）者によって、経済思想の新局面が開かれたとは考えない。彼によれば、当の論者は一方で商人階級を代弁しなかったから本来の重商主義者ではないし、他方で「貿易平衡論に対する信仰」（144頁）をもっていたから、マンの学説の延長上に位置していたにすぎない。重商主義が資本主義形成期の経済政策・思想であり、その目的が資本主義の形成にあったとすれば、商業資本ではなく産業資本を保護・育成した、「間違っって重商主義という名をつけられた重工主義」（F・リスト）こそが、本来の重商主義ではなかったのか。高橋の解釈に対しては、やがて後続の研究者により、このような疑問が呈されることになる。

高橋によれば、新局面が開かれたのは、17世紀末以降に登場して「貿易平衡論の倒壊」を促した

N・バーボン、B・マンデヴィル、D・ヒュームのような論者によってであった。彼らによる貿易差額説に対する「疑念はマーカンチリズム倒壊の道を開きつつありしなり」(171頁)。バーボンは「自由貿易論を産むの階梯と為れる」(148頁)議論を最初に展開した。マンデヴィルの登場により、「更らに合理的にして更らに自由なる新思想の勢力増加」(170頁)が見られた。ヒュームが『政治論集』(1752年)で「貿易平衡の信念」を「論理上極めて明確に撃破」した時が、「自由貿易論の勝利を来す可き時機」(173頁)であった。このようにして高橋においては結局、近世イギリスの経済思想は、マンが重金主義的束縛を解いて以来、自由主義にむかって一直線に進展してきたかのように理解されるのである。このような歴史観にもとづいて、「マーカンチリストは其の後継者よりも僅かに一步遅れたる自由主義者」(193頁)であり、「アダム・スミス及び自由主義的経済学説はマーカンチリストの事業を継続し拡張せるものなりき」(193頁)という結論が、導き出されるのである。しかしながらこのように解釈すれば、重商主義の独自性は見失われてしまう。

むすび

高橋の『重商主義』が刊行されてから、もう少しで80年が経過することになる。そのような古い時代の書物が示した解釈に、疑問の余地がなかろうはずがない。しかしその重商主義解釈が孕む問題をここで取り上げて、むやみに詮索することは無意味である。ましてやそのような詮索を通じて本書を評価することは、まったく妥当性を欠く。本書を含む高橋の著作に対する評価は、これとは別の観点から下されるべきである。まず、わが国における重商主義研究は自覚的にであれ無自覚的にであれ、高橋がその著作で提起した課題の解決をめざしておこなわれてきたことが、留意されるべきである。彼が示した解釈が発端となって、議論の輪が広がり、検討が重ねられたといっても過言ではない。さらに留意すべきは、戦後に大きな実を結んだ研究はほとんどが、「資料の蒐集に従事し、得るにしたがって読み、読むに随って抄訳抜録」という、『重商主義』で身を粉にして実践された基礎作業を継承しながらおこなわれた、という点である。こうして彼の『重商主義』は学史の研究方法のあるべき姿を具現した書物として、今日でも学史家にとって模範となるに値するといえる。⁽¹⁴⁾しかしながら本書は何よりも、重商主義期の学説・思想を広範囲に及んで詳細に記述した浩瀚な書物である、という点が評価されるべきである。この点では今日でも世界的に、これに比肩する文献は見当たらない。ところが、高橋の『重商主義』はこのような諸点において傑出した、研究史上類い稀な作品であるにもかかわらず、今日ではほとんど読まれていないように思える。確かに、古い文体で綴られたこの書物が、戦後生まれの読者にとって近寄り難い存在であることは、否

(14) 小林は『経済学史春秋』で、次のように述べている。「私はヘックシャーの上下二冊からは深い学問的刺激を受けなかった。むしろ高橋誠一郎による、重商主義諸原典の解説から、遠い先人たちの言説の香気に牽かれていただけであった」(192頁)。

めない。けれどもそのような二次的な理由によって、それが繻かれないとすれば、貴重な精神的遺産が見捨てられることになる。

(拓殖大学政経学部教授)